

第2次松山市無電柱化推進計画

令和4年1月

愛媛県 松山市

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障をきたすなどの危険がある。

しかし、日本の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような状況の中、防災性の向上、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条では、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域での無電柱化の推進に関する施策についての計画（市町村無電柱推進計画）の策定を、市町村の努力義務として規定している。市では、令和 2 年 2 月に第 1 次無電柱化推進計画を策定し、無電柱化の推進に向けた着実な取り組みを行ってきたところである。

しかしながら、近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信のレジリエンス強化も求められているところである。

このような状況を受け、令和 3 年 5 月に国が新たな無電柱化推進計画を策定し、新設電柱を増やさないこと、緊急輸送道路で無電柱化を推進すること、コスト縮減により実施延長を延伸させることなどを主な方針とした。また、2021 年からの 5 年間で、全国で約 4,000km の無電柱化に着手することを目標とした。

本計画は、国及び愛媛県の第 2 次無電柱化推進計画の内容を基本としつつ、前計画での成果や課題を踏まえ、市における無電柱化を一層推進するべく、第 8 期合意路線を加え、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

目 次

1 . 無電柱化の推進に関する基本的な方針

- 1) 松山市における無電柱化の現状
- 2) 今後の取り組み姿勢
- 3) 対象とする道路

2 . 計画期間

3 . 計画目標

4 . 推進のために必要な施策等

- 1) 無電柱化の事業手法
- 2) 緊急輸送道路の電柱減少
- 3) 新設電柱の抑制
- 4) コスト縮減の推進
- 5) 事業のスピードアップ
- 6) 財政的措置
- 7) メンテナンス・点検および維持管理
- 8) 関係者との連携強化

1 . 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 松山市における無電柱化の現状

松山市内の道路(国・県・市道含む)において、令和2年度末までに約32kmの無電柱化が完了している。

第1次無電柱化推進計画(令和2年2月)で定めた道路延長約6kmは、全ての路線において設計または工事に着手しており、今後、無電柱化が図られる予定である。

2) 今後の取り組み姿勢

限られた予算の中で効果的に無電柱化を実施するため、「防災」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等の観点から、無電柱化の必要な道路について優先的に推進する。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念のもと、市民や電線管理者等の理解、協力を得て、無電柱化により魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3) 対象とする道路

優先的に無電柱化を推進する道路として、以下の取り組みを進める。

なお、松山市が管理する道路以外については、当該道路管理者に協力を要請する。

防災

緊急輸送道路について、無電柱化を推進する。特に、近年の台風による倒木や飛来物起因の電柱倒壊等を踏まえ、より被害が甚大になりやすい市街地内の道路において無電柱化を推進し電柱倒壊リスクの解消を目指す。

安全かつ円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や重点整備地区内の道路、その他学校や駅周辺等の歩行者の多い道路等の無電柱化を推進する。また、占用制限も活用しながら、通行可能な道路空間を拡大するための無電柱化を推進する。

JR 松山駅周辺では、松山駅周辺土地区画整理事業で整備される街路を

はじめ、駅へのアクセス道路の無電柱化を推進する。

景観形成・観光振興

松山市景観計画に基づく中心地区景観計画区域や景観形成重点地区内の道路について、舗装の美装化等と合わせ無電柱化を推進する。

さらに、安全で快適なサイクリング環境を提供するため、必要に応じて無電柱化を推進する。

道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際は、当該道路事業等の実施の状況を踏まえつつ、事業者の理解と協力を得て無電柱化の推進を検討する。

2 . 計画期間

2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間とする。

3 . 計画目標

2025年度までに別表1の路線について、無電柱化事業の完了または着手を目標とする。

4 . 推進のために必要な施策等

1) 無電柱化事業の事業手法

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、関係事業者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

電線共同溝方式

電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。

単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路は、電線共同溝整備を優先して実施する。参画する電線管理者が1者しか存在しないなど、電線共同溝方式による整備が困難な場合は、道路管理者と電線管理者が単独地中化方式について協議するとともに、実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、相互に連携を図りながら積極的に協力する。

軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路については、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう、道路管理者と電線管理者が相互に連携して実施する。

2) 緊急輸送道路の電柱を減少

占用制度を適切に運用し、緊急輸送道路の無電柱化を推進する。

占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、松山市の緊急輸送道路においても同様に実施しており、また、国で検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。検討にあたっては、電線管理者から意見を聴取する。

3) 新設電柱の抑制

道路事業等と併せた無電柱化の実施

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）を実施する際に、技術上困難と認められる場所以外は、道路における新たな電柱の設置が禁止されることから、当該道路事業等の実施の状況を踏まえつつ、事業と一体的に無電柱化整備を行う効率的な無電柱化を推進する。

また、事業認可や開発許可の事前相談時などあらゆる機会を捉え、施行者及び開発事業者に対して無電柱化法第 12 条の趣旨を周知し、無電柱化のための検討がなされるよう徹底する。

4) コスト縮減の推進

道路管理者は関係者と連携し、計画、設計、工事等の各段階において以下の取り組みを進め、コスト縮減に取り組む。

多様な整備手法の活用

効率的に無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線も含め、地域の協力を得て推進する。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コストである浅層埋設や小型ボックス構造、角型多条電線管等、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

低コスト手法の活用

「低コスト手法の手引き」や「電線共同溝整備マニュアル」等を活用し、コスト縮減に努める。

市街地開発事業等について、円滑な合意形成による工期短縮、地上機器や配線の面的配置の工夫等によるコスト縮減方策を検討する。

新技術・新工法の活用、技術情報の共有

道路管理者は、民間企業と連携して技術開発を促進するとともに、「新技術情報提供システム（NETIS）」の活用等により、新技術を積極的に活用する。

5) 事業のスピードアップ

発注の工夫

各工事の同時施工や事業調整の円滑化により事業期間を短縮するため、包括発注、PPP活用、一括施工発注等を推進する。

民間技術の活用促進

民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める。また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

地域の合意形成の円滑化

低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等について、地域の合意形成の円滑化を図るため、支援体制の強化、事業手法の見直し、地元協議会の設置等により、事業のスピードアップにつなげる。

広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

6) 財政的措置

占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を継続する。

7) メンテナンス・点検および維持管理

近年の激甚化する災害を踏まえ、災害に強い施設、設備のあり方について検討を進めるとともに、施設の健全化を維持していくことが必要であり、電線共同溝の適切な維持管理を図っていく。

8) 関係者との連携強化

推進体制

道路管理者、電線管理者等からなる四国地区無電柱化協議会愛媛地方部会を活用し、無電柱化に関する情報共有、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

工事・設備の連携

道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合は、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的に取り組むよう努める。

まちづくり等の総合的な計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進する。無電柱化を実施する機会に合わせ、舗装、照明、標識、防護柵、街路樹等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保、グリーンインフラの導入など道路空間のリデザインを推進する。

無電柱化推進計画一覧

番号	市町名	道路種別	路線名	起点	終点	種別	延長(m)	整備延長(m)	備考
1	松山市	国道	国道11号	松山市来住町	松山市小坂5丁目	緊急	2,000	4,000	8期
2	松山市	国道	国道11号	松山市中村2丁目	松山市勝山町1丁目	緊急	300	600	8期
3	松山市	国道	国道33号	松山市北土居3丁目	松山市東石井2丁目	緊急	1,600	3,200	8期
4	松山市	国道	国道33号	松山市森松町	松山市北土居3丁目	緊急	1,600	3,200	8期
5	松山市	国道	国道56号	松山市余戸南2丁目	松山市和泉北3丁目	緊急	2,000	4,000	8期
6	松山市	市道	中之川通線	松山市湊町4丁目	松山市湊町1丁目	特定	1,050	2,100	8期
合計							8,550	17,100	

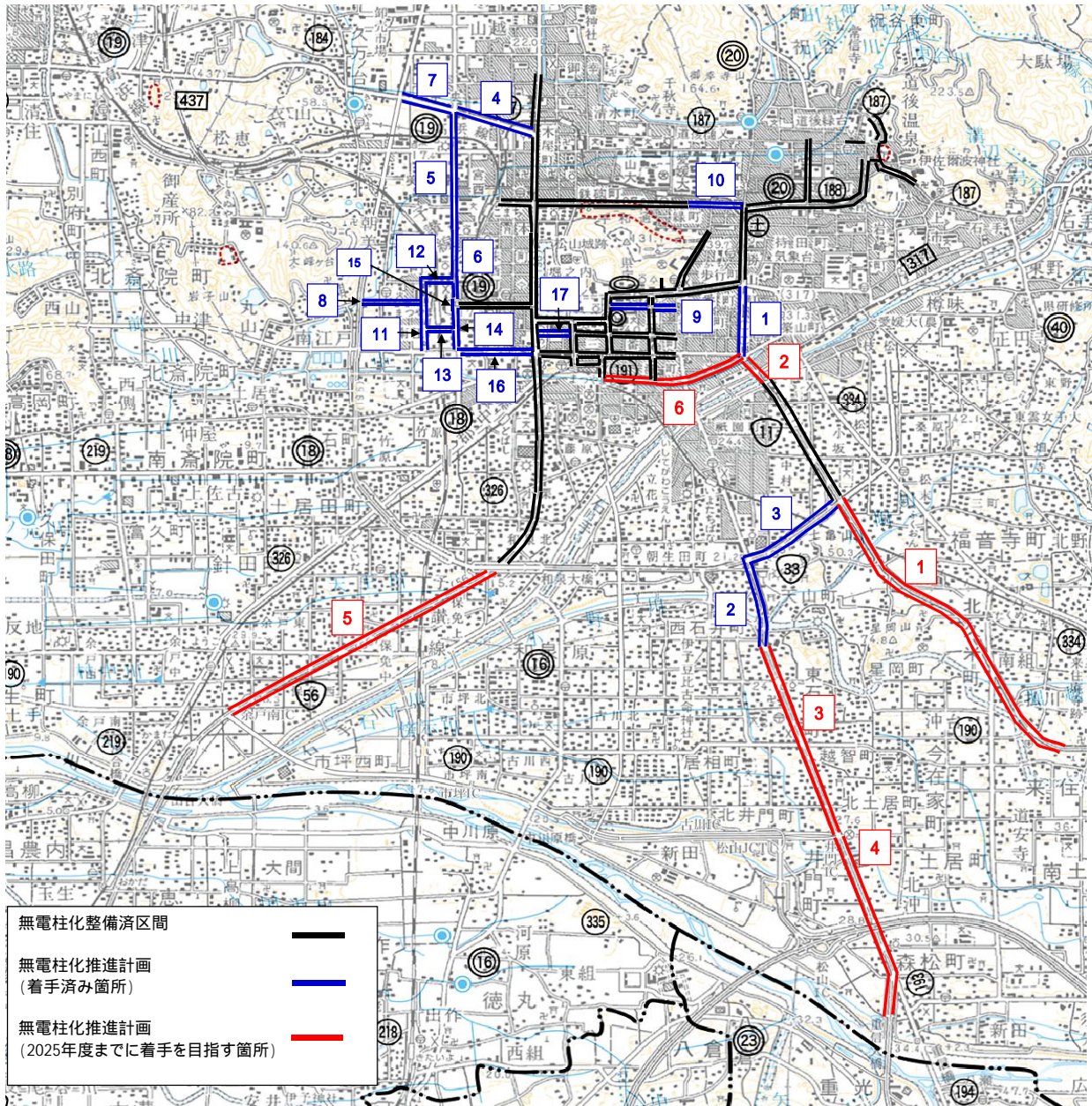
【参考】無電柱化推進計画(着手済み箇所)

番号	市町名	道路種別	路線名	起点	終点	種別	延長(m)	整備延長(m)	備考
1	松山市	国道	国道11号	松山市勝山町1丁目2番3	松山市勝山町1丁目18番4	緊急	660	1,200	国土強靱化
2	松山市	国道	国道33号	松山市東石井2丁目	松山市天山3丁目	緊急	700	1,400	7期
3	松山市	国道	国道33号	松山市天山1丁目	松山市小坂5丁目	緊急	850	1,700	7期
4	松山市	県道	六軒家石手線	松山市中央1丁目	松山市本町6丁目	緊急	600	1,200	6期 令和4年度完了見込み
5	松山市	県道	松山港線	松山市中央1丁目	松山市宮西1丁目	緊急	1,000	2,000	6期 令和5年度完了見込み
6	松山市	県道	松山港線	松山市宮西1丁目	松山市宮田町	緊急	500	1,000	国土強靱化
7	松山市	県道	松山港線	松山市中央2丁目	松山市中央1丁目	緊急	400	800	国土強靱化
8	松山市	県道	(都)松山駅西口南江戸線	松山市南江戸1丁目	松山市南江戸5丁目	緊急	470	940	国土強靱化 松山駅周辺土地区画 整理事業(同時整備)
9	松山市	市道	二番町線	松山市二番町4丁目	松山市大街道2丁目	特定	470	940	6期 令和4年度完了見込み
10	松山市	市道	中央循環線	松山市平和通2丁目	松山市平和通1丁目	緊急	430	860	6期 令和3年度完了
11	松山市	市道	松山駅西南北線	松山市南江戸1丁目	松山市辻町	区画	510	1,020	7期
12	松山市	市道	松山駅北東西線	松山市宮田町	松山市辻町	区画	220	440	7期
13	松山市	市道	三番町線	松山市三番町8丁目	松山市南江戸1丁目	区画	190	380	7期
14	松山市	市道	松山駅前竹原線	松山市大手町2丁目	松山市千舟町8丁目	区画	290	580	7期
15	松山市	県道	松山港線	松山市大手町2丁目	松山市大手町2丁目	区画	100	100	7期
16	松山市	市道	千舟町空港線	松山市千舟町7丁目	松山市千舟町8丁目	緊急 特定	570	1,140	7期
17	松山市	市道	三番町線	松山市花園町	松山市三番町6丁目	特定	240	480	7期
合計							8,200	16,180	
合計 (第1次無電柱化推進計画に位置付けた路線)							6,170	12,240	

種別
緊急：緊急輸送道路
特定：特定道路
区画：松山駅周辺土地区画整理事業

備考
6期：6期合意路線
7期：7期合意路線
国土強靱化：防災・減災、国土強靱化のための緊急対策
8期：8期合意路線

第2次松山市無電柱化推進計画 位置図



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図50000(地図画像)を使用した。(承認番号 平26情使、第440号)